

# SAGA2024唐津市医療救護対策要項

## 1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

## 2 実施方法

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、SAGA2024実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

## 3 救護所の設置

### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

### (3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療機器、AED等を配備する。

## 4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

### (1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

### (2) 練習会場における医療救護

必要に応じて、練習会場に医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備する。

### (3) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎の管理者（提供者）への周知に努める。

### (4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、関係機関と協議し、必要に応じて配置す

る。

## 5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

## 6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。